

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの翌日  
に当たります)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 保険医の登録  
豚等の移入の禁止の解除  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林  
土地収用法による事業の認定  
開発行為に関する工事の完了 (二件)  
都市計画法第六十六条による告示 (二件)
- ◇ 選挙告示  
選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第六百一十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大井 静雄	鳥医第二、四九三号	昭和五十五年七月十日
竹内 亘	鳥医第二、四九四号	昭和五十五年七月十一日
山本 哲夫	鳥医第二、四九五号	"
渡邊 勝孝	鳥医第二、四九六号	"
久野 悟	鳥医第二、四九七号	"
西・垣 隆志	鳥医第二、四九八号	"
野口 俊之	鳥医第二、四九九号	"
村上 功	鳥医第二、五〇〇号	"
倉橋 明男	鳥医第二、五〇一号	"

### 鳥取県告示第六百一十二号

昭和五十五年六月鳥取県告示第五百一十四号(豚等の移入を禁止する区域

の指定については、廃止する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目二一六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字ミタアト五七五の四、五七六の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五七二の三、五七二の四、五七二の六、五七三の四、五七四の三、五七五の三、五七六の二（以上七筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

会見町

二 事業の種類

町立スポーツ・レクリエーション公園建設事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡会見町鶴田字御墓原ノ一及び字御墓原ノ二地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

会見町役場

鳥取県告示第六百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十一月一日鳥取県指令受都計第三百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市幸町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町二丁目二〇三

積水ハウス株式会社鳥取営業所

所長 吉 岡 邦 彦

鳥取県告示第六百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年一月九日鳥取県指令受都計第四百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字旭が丘の二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中町二〇

米子市

米子市長 河 合 弘 道

鳥取県告示第六百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による鳥取都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一五―七号末広滝山線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

鳥取市末広温泉町及び吉方温泉三丁目地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第六百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による青谷都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

青谷都市計画道路事業三一四―一号遠崎線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

気高郡青谷町大字青谷字遠崎及び字小塩脇地内で変更する。

2 使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

昭和五十五年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年七月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年八月四日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(一) 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

(二) 青年リーダー研修会について